

## 船舶事故調査報告書

令和4年10月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和4年4月7日 06時15分ごろ
発生場所	千葉県旭市飯岡漁港南方沖 飯岡灯台から真方位191°5.7海里（M）付近 （概位 北緯35°36.0′ 東経140°43.0′）
事故の概要	漁船第八共成丸は、操業中、甲板員が揚網ローラに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和4年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八共成丸、14トン CB2-65214（漁船登録番号）、九十九里まき網漁業生産組合（A社） 18.50m（Lr）×5.06m×1.38m、FRP ディーゼル機関、610kW（動力漁船登録票による）、平成26年3月
乗組員等に関する情報	船長 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年7月26日 免許証交付日 平成30年12月17日 （令和6年7月25日まで有効） 甲板員A（インドネシア共和国籍） 25歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m 日出時刻：05時16分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか8人（日本国籍3人、インドネシア共和国籍5人）が乗り組み、網船として僚船5隻と船団（以下「A船団」という。）を構成し、令和4年4月7日01時50分ごろ千葉県九十九里町片貝漁港を出港し、飯岡漁港南方沖の漁場に到着して04時00分ごろ2そうまき網漁の操業を開始した。

A船団は、投網、環締、揚網等の各作業の後、本船及びもう1隻の網船（以下「A船」という。）が網を挟んで、本船の右舷側及びA船の左舷側から網を引き、両船の船尾に運搬船（以下「B船」という。）が右舷着けした状態で、05時30分ごろB船への漁獲（太刀魚）の積取り作業を開始した。（写真1参照）



写真1 本船

本船は、積取り作業中、乗組員4人がB船に移乗して作業に当たっており、船長及び甲板員Aを含め6人の乗組員で本船での作業に当たっていた。

本船は、B船への積取り作業が終了した後、各乗組員が右舷舷側に沿って配置につき、網を積み込む作業に当たっていたところ、06時15分ごろB船から本船に戻ってきた乗組員が船尾右舷側の揚網ローラ（以下「本件ローラ」という。）に巻き込まれている甲板員Aを認め、本件ローラを停止して甲板員Aを救助した。

A船団は、本事故発生の連絡を受けた探索船の乗組員が海上保安庁に通報するとともに救急車を手配し、船長が急いで網の積込み作業を行い、本船が片貝漁港に向けて帰航を開始した。

甲板員Aは、本船が07時30分ごろ片貝漁港に帰港し、救急車で病院に搬送されたが死亡が確認され、死因が多発外傷で、主要所見として、頭蓋骨骨折、脳挫傷、多発肋骨骨折、肺及び肝挫傷等と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

(1) 本件ローラ

本件ローラは、台座上にタイヤ状のゴム製ローラ2個を垂直方向に配置し、舷側から取り込んだ網や浮子<sup>あば</sup>をローラに挟み、ローラを回転させることで巻き上げる仕組みとなっており、ローラの外径が約50cm、幅が約55cmで、船尾部の甲板からローラ頂部までの高さが約130cmであった。

本件ローラは、操作レバーを倒す方向及び角度によって、回転

方向、回転速度の切替えを行い、もう一方のレバーで台座の向きを変え、甲板下のレバーで台座位置を船尾部の甲板に沿って移動できるようになっており、本事故当時、右舷端に移動し、網等を巻き入れる側（以下「巻き込み側」という。）が右舷側を向くように設置されていた。（写真2参照）

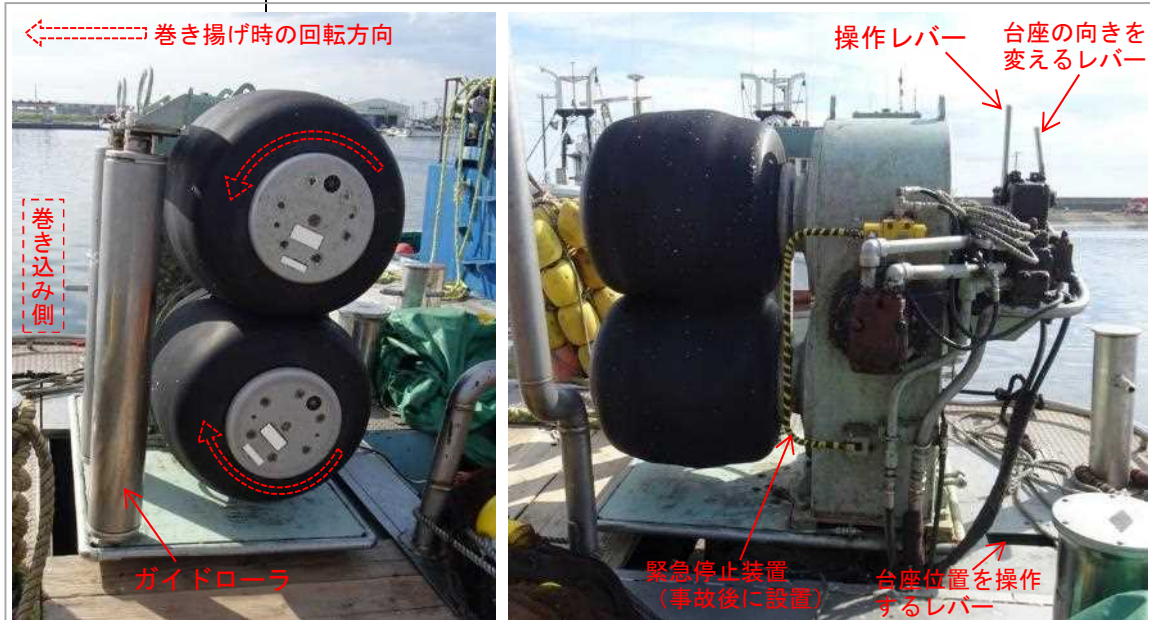


写真2 本件ローラ

(2) 甲板員Aの発見時の状況

本件ローラは、巻き込み側に装備されたガイドローラが外されていた。

甲板員Aは、巻き揚げ時とは逆方向に回転（以下「逆回転」という。）している本件ローラに上半身が巻き込まれ、仰向<sup>あお</sup>けの状態<sup>あお</sup>で巻き込み側から出てくるところを目撃されたが、甲板員Aが巻き込まれる瞬間を目撃した者はいなかった。

甲板員Aは、ヘルメット、カップの上下、ベスト型の固型式救命胴衣等を着用しており、ヘルメットは2つに割れた状態であった。

船長は、本件ローラに挟んでいた浮子を外そうと、甲板員Aが本件ローラを逆回転させてローラの横から浮子を引き出す際、着用していたカップの袖等が巻き込まれて、頭部や上半身まで巻き込まれたと本事故後に思った。

(3) 甲板員Aの経験等

甲板員Aは、インドネシア共和国の水産学校で漁業を学び、平成29年8月に技能実習生として入国し、9月から本船に乗り組んでおり、令和2年8月に在留資格を特定技能1号に変更していた。

甲板員Aは、日本語での意思疎通も可能で、仕事を任せられる

	<p>だけでなく、A船団の技能実習生に作業を教えることもあり、本事故の約1年前から本件ローラの操作を担当し、積取り作業後に本件ローラから浮子を外す作業をふだんから行っていた。</p> <p>(4) 技能実習生等の受入れ状況等</p> <p>A社は、平成26年から技能実習生を受け入れ始め、本事故当時、所属するA船団及びもう1つの船団で合計22人の技能実習生及び特定技能外国人が乗船しており、各船団では、ふだんから揚網ローラやサイドローラ等を使用する際、乗組員に対して巻き込まれに対する注意喚起を行っていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>甲板員Aの死因は、頭蓋骨骨折、脳挫傷、多発肋骨骨折、肺及び肝挫傷等による多発外傷であった。</p> <p>本船は、飯岡漁港南方沖においてまき網漁の操業中、甲板員Aが、本件ローラを逆回転させた際、本件ローラに巻き込まれ、死亡するに至ったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件ローラに挟んでいた浮子を外そうと、本件ローラを逆回転させてローラの横から浮子を引き出す際、着用していたカッパの袖等が巻き込まれた可能性があると考えられるが、巻き込まれる状況を目撃した者がおらず、巻き込まれるに至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が飯岡漁港南方沖においてまき網漁の操業中、甲板員Aが、本件ローラを逆回転させた際、本件ローラに巻き込まれ、多発外傷を負ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>A社は、本事故後、揚網ローラの巻き込み側及び網等が巻き出される側に設置したバーに触れることでローラが緊急停止する装置を本船及びA船に導入した。(写真2、写真3参照)</p> <div data-bbox="810 1563 1356 2020" data-label="Image"> <p>緊急停止装置 (事故後に設置)</p> </div> <p>写真3 本件ローラの巻き込み側</p>

	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁船の乗組員は、揚網ローラから浮子を外す作業等を行う場合、ローラを操作する者と浮子等を扱う者とを別にして、連携しながら作業を行うこと。また、裾や袖口をしっかり抑えるなど巻き込まれ防止に留意すること。</li><li>・ 揚網ローラ等を装備する漁船の所有者は、ローラの緊急停止装置等を導入するなど、安全性の向上に努めること。</li></ul>
--	---

付図1 事故発生場所概略図

